

第九節 識別番号付与請求書、氏名（名称）変更届等の却下

（識別番号付与請求書等の却下）

識別番号付与請求書、氏名（名称）変更届、住所（居所）変更届、包括委任状提出書、包括委任状取下書、予納届、予納書、予納者の地位の承継届、代理人届、包括納付申出書、包括納付援用制限届、包括納付取下書、自動納付申出書、自動納付取下書、現金納付に係る識別番号付与請求書及び納付書交付請求書が次に掲げる事項に該当する場合には、当該請求書又は届出書等は特例法第41条第2項において準用する特許法第18条の2第1項の規定により却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができるものを除く。）。

（却下の事由）

- (1) 請求人、氏名（名称）を変更した者、住所（居所）を変更した者、提出者届出者、予納者、承継人又は申出人が記載されていない書面をもって手続をしたとき。
- (2) 在外者が、日本国内に住所（居所）を有する代理人によらないで手続したとき（特許管理人を有する在外者が日本国に滞在している場合にするときを除く。）。
- (3) 一つの書面で、二以上の手続をしたとき（現金納付に係る識別番号付与請求と納付書交付請求及び氏名（名称）変更と住所（居所）変更については除く。）。
- (4) 一つの包括委任状提出書に、二以上の包括委任状を添付して手続をしたとき。
- (5) 一つの包括委任状取下書に、二以上の包括委任状番号を記載して手続をしたとき。
- (6) 識別番号を付与されている者が、識別番号付与請求書を提出したとき。
- (7) すでに予納届（予納届の効力を失っているものを除く。）をし、予納台帳番号を有する者が予納届を提出したとき。
- (8) 新氏名又は新名称が記載されていない書面をもって手続をしたとき（氏名（名称）変更届）。
- (9) 新住所又は新居所が記載されていない書面をもって手続をしたとき（住所（居所）変更届）。
- (10) 包括委任状が添付されていないとき（包括委任状提出書）。
- (11) 特許印紙がはられていないとき（現金納付に係る納付済証の添付があったときを含む。）又は特許印紙以外の収入印紙、切手、証紙、小切手等がはられていたとき（予納書）。
- (12) 予納届の効力を失った後に提出したとき（予納書、予納者の地位の承継届（残余の額があるときを除く。）、代理人届）。
- (13) 包括納付申出書に記載された特定出願人（及び特定代理人）が、既に提出されている申出書の記載と重複しているとき。
- (14) 自動納付申出書に記載された特許番号（実用新案登録番号、意匠登録番号）が、既に提出されている申出書の記載と重複しているとき。